

ご契約者のみなさまへ



自動車共済制度改定のご案内

拝啓 皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より西日本自動車共済の自動車共済につきまして格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、西日本自動車共済では、2011年(平成23年)10月1日以降をご契約期間(共済期間)の初日とする自動車共済について、制度改定を実施することとしました。

つきましては、制度改定の概要について以下のとおりご案内申し上げますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。改定の詳細につきましては、ご契約の共済代理所または組合の支部支局までおたずねください。

敬 具

共済掛金に関する主な改定

1 共済掛金水準の見直し(基準共済掛金率の改定)

直近の共済金お支払状況や商品改定を踏まえ、共済掛金水準を見直します。

全 体	対人賠償共済	対物賠償共済	人身傷害共済	搭乗者傷害共済	車両共済
2.06% 引上げ	3.09% 引上げ	3.09% 引上げ	5.19% 引下げ	3.46% 引下げ	3.09% 引上げ

❗ ご契約に実際に適用される共済掛金の額は、ご契約のお車の用途車種、ご契約の内容・条件により異なります。

2 ノンフリート等級別割引・割増率の改定

ノンフリート等級別割引・割増率を改定します。改定の結果、1年間無事故で等級が進行したにもかかわらず、割引率がダウンすることのないよう、1年間の経過期間を設けます。(下表の太枠部分が経過措置を設けた割引率となります。)

【ノンフリート等級別割引・割増率】

(前契約があるお車のご契約の場合)

ノンフリート等級 割引・割増率(%)	経過措置期間																			
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
2011年9月30日以前	60	30	20	0	10	10	20	30	40	40	45	50	50	55	55	58	58	60	60	60
2011年10月1日から 2012年9月30日まで	52	26	10	1	10	17	23	30	33	40	40	45	50	50	55	55	58	59	61	63
2012年10月1日以降	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63

❗ 等級すえおき事故があった場合は、前年と等級が同じであっても、等級に対する割引率の変更により共済掛金の額が高くなる場合があります。

(前契約がないお車のご契約の場合)

運転者年齢条件 等級	共済期間の初日			
	2011年 9月30日以前		2011年 10月1日以降	
年齢を問わず補償 6A	30%	割増	25%	割増
21歳以上補償 6B	10%	割増	10%	割増
26歳以上補償 6C	0	割引・ 割増なし	5%	割引
30歳以上補償 6E	0		5%	
35歳以上補償 6G	0		5%	
運転者年齢条件 対象外のお車 6D	0	0	0	割引・ 割増なし

(増車したお車のご契約の場合：複数所有新規契約)

運転者年齢条件 等級	共済期間の初日			
	2011年 9月30日以前		2011年 10月1日以降	
年齢を問わず補償 7A	10%	割増	10%	割引
21歳以上補償 7B	10%	割増	15%	
26歳以上補償 7C	30%	割引	28%	
30歳以上補償 7E	30%		28%	
35歳以上補償 7G	30%		28%	
運転者年齢条件 対象外のお車 7D	30%	0	28%	

3 長期優良契約割引の廃止

前記2「ノンフリート等級別割引・割増率の改定」により20等級の割引率を拡大したため、長期優良契約割引を廃止します。なお、改定後の20等級の割引率は、長期優良契約割引を適用した従来の20等級の割引率より大きくなります。

4 自動車に関する割引の改廃

新車割引の改定

新車割引の適用対象車種に自家用軽四輪乗用車(改定前：自家用普通乗用車と自家用小型乗用車のみ)を追加するとともに、同時に割引率も見直しました。

エコカー割引の改定

対象となるお車を、低公害・低燃費・低排出ガスの基準を満たす車から、最新の環境基準を満たす車(電気自動車・ハイブリッド車・圧縮天然ガス自動車)に変更し、同時に割引率を3%(改定前：1.5%)に拡大します。

❗ 改定後は割引適用条件(共済期間の初日の属する月が、ご契約のお車の初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して13か月以内であること。)が新たに設定されます。

安全装置系割引の廃止

安全装置等（衝突安全ボディ・エアバッグ・ABS・横滑り防止装置・イモビライザー）のある車が一般的となり、損害率においてもこれらの安全装置等の有無による較差が認められなくなったことから、安全装置系割引（衝突安全ボディ割引・エアバッグ割引・ABS割引・横滑り防止装置割引・イモビライザー割引）を廃止します。

5 運転者本人・配偶者限定割引率の改定

「運転者本人・配偶者限定特約」をセットしたご契約に適用する割引率を7%に拡大します。（改定前：6%）

補償内容・特約・取扱規定に関する主な改定

1 普通共済約款「別表1 後遺障害等級表」の一部改定

自賠償共済における改定に合わせ、「外貌の醜状障害」に関する後遺障害等級を改定します。

2 「運転者年齢条件特約」の改定

記名被共済者が「個人」の共済契約の場合、運転者年齢条件が適用される運転者の範囲を改定します。

改定後は、ご契約のお車を常時運転する可能性が高いと予想される記名被共済者とそのご家族（配偶者、同居の親族）およびこれらの方々の業務（家事を除きます）に従事中的使用人が、運転者年齢条件の対象となります。

❗ 記名被共済者が「法人」の共済契約の場合、運転者年齢条件が適用される運転者の範囲については今までと変わりません。

3 「臨時運転者特約」・「子供運転特約」の廃止

運転者年齢条件特約の改定に合わせ、「臨時運転者特約」および「子供運転特約」を廃止します。「臨時運転者特約」の機能は、改定後の「運転者年齢条件特約」に組み入れます。

4 「臨時代替自動車特約」の改定（法人契約）

ご契約のお車が修理等の間に、ご契約者が臨時に使用する修理代車等（臨時代替自動車）に生じた車両損害についても、ご契約の自動車共済で補償できるように改定します。

5 「自賠償適用除外車対人賠償特約」の新設

自賠償共済（自賠償保険を含みます。以下同じ。）の締結義務のない構内専用車等について、自賠償共済を付けずに自賠償共済で補償される部分も含めて自動車共済で補償するように、「自賠償適用除外車対人賠償特約」を新設します。

6 「初回共済掛金の口座振替翌月払特約」の新設

ご契約者の利便性を高めるため、ご契約お申込み時のキャッシュレス化をさらに進めます。ご契約のお申込みの際に口座振替依頼書のご提出があれば、共済期間の初日の属する月の翌月にご指定の口座からの振り替えにより共済掛金をお払い込みいただけるようになります。

❗ 「初回共済掛金の口座振替翌月払特約」をご利用（セット）いただけるご契約には所定の条件がございます。

7 ご利用の少なかった特約の廃止

お客様からのニーズの少なかった「無共済車傷害対象外特約」、「車対車事故免責ゼロ特約」および「代車等費用特約（定額払）」の特約を廃止します。

8 取扱規定「共済掛金分割払特約」の改定

共済掛金分割払特約の「口座振替10回払」のお取扱いを廃止します。

なお、「口座振替以外（手集金）」の5回払および11回払のお取扱いは平成24年9月30日までとさせていただきます。

9 取扱規定「中断特則（国内・海外）」の改定

中断特則（国内・海外）を適用する新契約のノンフリート等級を、前契約が無事故の場合は、等級を進行させて引き受けることとします。ただし、前契約の共済期間が1年間である場合に限りです。

10 取扱規定「車両入替処理規定を適用できる用途車種区分表」の改定

車両入替処理規定を適用できる用途車種区分を改定します。

このご案内は自動車共済の平成23年10月1日付けで実施する改定の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は共済代理所または当組合までおたずねください。

ご契約の際には、重要事項説明書の「契約概要」および「注意喚起情報」を必ずお読みください。

共済代理所は、当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって共済代理所とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約されたものとなります。



西日本自動車共済協同組合

〔本部〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵 2-15-25

TEL:092-441-5901(代表) FAX:092-441-5907

ホームページアドレス <http://www.nishijikyoo.com>